

令和7年度

大阪府枚方市各会計予算書

枚 方 市

目 次

議案第87号	令和7年度大阪府枚方市一般会計予算	…	1
議案第88号	令和7年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計予算	…	15
議案第89号	令和7年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計予算	…	19
議案第90号	令和7年度大阪府枚方市財産区特別会計予算	…	22
議案第91号	令和7年度大阪府枚方市介護保険特別会計予算	…	25
議案第92号	令和7年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計予算	…	29
議案第93号	令和7年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	…	32
議案第94号	令和7年度大阪府枚方市水道事業会計予算	…	35
議案第95号	令和7年度大阪府枚方市病院事業会計予算	…	40
議案第96号	令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計予算	…	43

令和 7 年度大阪府枚方市一般会計予算

令和 7 年度大阪府枚方市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 167,800,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、18,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（報酬に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年（2025 年）2 月 18 日 提出

枚方市長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 市 税		59,321,012
	(1) 市 民 税	27,068,027
	(2) 固定資産税	23,045,856
	(3) 軽自動車税	663,178
	(4) 市たばこ税	2,074,890
	(5) 都市計画税	4,983,163
	(6) 事業所税	1,485,898
2. 地方譲与税		633,663
	(1) 自動車重量譲与税	439,509
	(2) 地方揮発油譲与税	148,154
	(3) 森林環境譲与税	46,000
3. 利子割交付金		62,516
	(1) 利子割交付金	62,516
4. 配当割交付金		533,850
	(1) 配当割交付金	533,850
5. 株式等譲渡所得割交付金		566,130
	(1) 株式等譲渡所得割交付金	566,130
6. 法人事業税交付金		931,089
	(1) 法人事業税交付金	931,089
7. 地方消費税交付金		9,129,053
	(1) 地方消費税交付金	9,129,053
8. ゴルフ場利用税交付金		78,607
	(1) ゴルフ場利用税交付金	78,607
9. 自動車税環境性能割交付金		186,808
	(1) 自動車税環境性能割交付金	186,808
10. 地方特例交付金		397,207
	(1) 地方特例交付金	381,932
	(2) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	15,275
11. 地方交付税		17,800,000
	(1) 地方交付税	17,800,000
12. 交通安全対策特別交付金		46,000
	(1) 交通安全対策特別交付金	46,000
13. 分担金及び負担金		445,537
	(1) 分 担 金	1,481
	(2) 負 担 金	444,056
14. 使用料及び手数料		2,383,422

(単位：千円)

款	項	金 額
	(1) 使 用 料	1,763,011
	(2) 手 数 料	620,411
15. 国庫支出金		42,774,169
	(1) 国庫負担金	34,019,652
	(2) 国庫補助金	8,645,484
	(3) 国庫委託金	109,033
16. 府支出金		15,650,084
	(1) 府負担金	10,067,901
	(2) 府補助金	2,432,649
	(3) 府委託金	3,149,534
17. 財産収入		162,220
	(1) 財産運用収入	80,926
	(2) 財産売却収入	81,294
18. 寄 附 金		509,768
	(1) 寄 附 金	509,768
19. 繰 入 金		6,373,851
	(1) 基金繰入金	6,227,803
	(2) 財産区繰入金	29,001
	(3) 特別会計繰入金	117,047
20. 諸 収 入		2,617,614
	(1) 延滞金加算金及び過料	15,002
	(2) 市預金利子	398
	(3) 貸付金元利収入	401,200
	(4) 収益事業収入	448,012
	(5) 雑 入	1,753,002
21. 市 債		7,197,400
	(1) 市 債	7,197,400
歳 入 合 計		167,800,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議 会 費		658,023
	(1) 議 会 費	658,023
2. 総 務 費		13,678,028
	(1) 総務管理費	9,394,825
	(2) 徴 税 費	1,883,086
	(3) 戸籍住民基本台帳費	1,758,559
	(4) 選 挙 費	285,618
	(5) 統計調査費	258,464
	(6) 監査委員費	97,476
3. 民 生 費		88,104,744
	(1) 社会福祉費	36,637,039
	(2) 児童福祉費	36,842,809
	(3) 生活保護費	14,624,096
	(4) 災害救助費	800
4. 衛 生 費		15,233,044
	(1) 保健衛生費	7,702,907
	(2) 清 掃 費	7,530,137
5. 農林水産業費		199,240
	(1) 農 業 費	199,240
6. 商 工 費		349,619
	(1) 商 工 費	349,619
7. 土 木 費		15,068,102
	(1) 土木管理費	390,027
	(2) 道路橋梁費	3,064,996
	(3) 河 川 費	35,074
	(4) 都市計画費	11,563,200
	(5) 住 宅 費	14,805
8. 消 防 費		4,749,134
	(1) 消 防 費	4,749,134
9. 教 育 費		17,421,759
	(1) 教育総務費	5,111,557
	(2) 小学校費	5,277,100
	(3) 中学校費	1,496,265
	(4) 幼稚園費	676,875
	(5) 社会教育費	1,569,228
	(6) 保健体育費	3,290,734

(単位：千円)

[illegible]

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公共施設マネジメント推進事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	8,319
システム標準化・共通化対応経費	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	157,300
戸籍振り仮名法改正対応事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	22,440
住居表示台帳地理情報システム更改委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	7,340
市・府民税納税通知書等作成委託	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	55,000
軽自動車税納税通知書等作成委託	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	5,600
納税通知書等作成委託	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	42,113
家屋評価システム更新委託	令和 7 年度から 令和10年度まで	14,465
人事給与システム改修委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	7,397
市内遺跡出土遺物保存科学処理委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	2,205
総合スポーツセンター・渚市民体育館・伊加賀ス ポーツセンター指定管理料	令和 7 年度から 令和10年度まで	4,980
スケートボードパーク整備事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	49,964
障害福祉計画等策定事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	8,590
AED コンビニ設置事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	1,283
タブレット端末通信費	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	6,013
粗大ごみ電話予約受付事業	令和 7 年度から 令和11年度まで	271,792
塵芥収集車等購入経費	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	43,548
土地購入経費（京阪本線連続立体交差事業）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	34,000
物件補償費（京阪本線連続立体交差事業）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	43,000
文化財調査委託（京阪本線連続立体交差事業）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	182,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
高架化附帯工事（京阪本線連続立体交差事業）	令和7年度から 令和8年度まで	33,000
御殿山小倉線法面对策工事	令和7年度から 令和8年度まで	90,000
車両購入経費（2 t ダンプ）	令和7年度から 令和8年度まで	9,325
牧野高槻線及び京都守口線整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	241,900
学校エレベーター整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	116,760
I C Tメンテナンス業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	103,331
I C Tサポート業務委託	令和7年度から 令和10年度まで	74,152
（仮称）枚方市立中学校給食センター 特定事業等関連経費	令和7年度から 令和25年度まで	11,959,719
総合型放課後事業（放課後キッズクラブ）委託	令和7年度から 令和9年度まで	22,000
庁舎等維持管理委託	令和7年度から 令和9年度まで	2,040
庁舎等周辺警備委託	令和7年度から 令和12年度まで	8,159
電算システム等保守委託	令和7年度から 令和12年度まで	236,832
電算システム等賃借料	令和7年度から 令和13年度まで	777,825
枚方市土地開発公社に依頼する 公共用地等先行取得事業	令和7年度から 令和11年度まで	979,542
枚方市土地開発公社の金融機関等からの 借入金に対する債務保証	借入を受けた日から 償還完了日まで	枚方市土地開発公社が金融機関等より借 り入れる資金に対し、4,400,000千円の 範囲内でその債務を保証する。
合 計		(4,400,000) 15,621,934

() 書は、金融機関等に対する債務保証

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償
				区分
サプリ村野機能移設等事業	7,300	普通貸借又は証券発行	8 % 以内	政府資金又は銀行その他資金
庁舎施設改修事業	14,300			
支所施設等改修事業	25,400			
総合文化芸術センター別館施設等改修事業	8,100			
生涯学習市民センター設備等改修事業	87,200			
電動車購入事業	10,100			
市有施設照明設備改良事業	171,200			
淀川河川敷かわまちづくり整備事業	8,600			
総合福祉会館設備更新事業	404,100			
楽寿荘施設等整備事業	84,600			
社会福祉施設等施設整備事業	88,200			
公的介護施設等整備事業	43,700			
公立保育所改修等事業	19,700			
私立保育園施設整備事業	7,800			
枚方公園青少年センター設備等改修事業	79,900			
地域子育て支援拠点施設改修等事業	1,200			
(仮称) 子ども未来館開設準備事業	12,600			
留守家庭児童会室施設改善事業	6,200			
保健所移転準備事業	106,200			
保健センター施設改修事業	41,400			
広域廃棄物埋立処分場整備事業	12,500			
穂谷川清掃工場管理棟改修事業	1,500			
東部清掃工場基幹的設備改良事業	373,100			

(単位：千円)

還　　の　　方　　法			
償還期限	据置期間	償還の方法	その他
30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還。	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償
				区分
希釈放流センター施設改修事業	79,800	普通貸借又は証券発行	8 % 以内	政府資金又は銀行その他資金
中宮浄水場更新事業（一般会計出資債）	180,000			
やすらぎの杜設備改修事業	3,800			
保健所受変電設備改修事業	1,200			
枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	381,600			
京阪本線連続立体交差事業	804,100			
光善寺駅周辺市街地再開発補助事業	427,500			
村野駅西地区土地区画整理事業	402,000			
牧野長尾線整備事業	68,700			
長尾杉線整備事業	171,900			
中振交野線整備事業	15,800			
御殿山小倉線整備事業	66,600			
公園施設長寿命化改築等事業	42,900			
雨水ポンプ場耐震化・改築事業	356,000			
交通バリアフリー道路整備事業	12,100			
中部別館改修事業	1,400			
自転車通行空間整備事業	47,300			
主要道路リフレッシュ整備事業	7,400			
歩道拡幅事業	15,100			
舗装長寿命化計画事業	195,700			
公園のあそび場整備事業	66,000			
北部別館改修事業	400			
消防ポンプ自動車購入事業	19,100			

(単位：千円)

還　　の　　方　　法			
償還期限	据置期間	償還の方法	その他
30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還。	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償
				区分
大阪府防災行政無線再整備事業	4, 600	普通貸借又は証券発行	8 % 以内	政府資金又は銀行その他資金
施設改善維持補修事業	366, 500			
禁野小学校整備事業	1, 248, 700			
学校空調設備整備事業	132, 700			
学校エレベーター整備事業	20, 500			
図書館施設改修事業	32, 700			
給食調理場整備事業	98, 400			
渚市民体育館施設等改修事業	38, 000			
サプリ村野スポーツセンター整備事業	32, 100			
合 計	6, 955, 500			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利

(単位：千円)

還　　の　　方　　法			
償還期限	据置期間	償還の方法	その他
30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還。	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

令和 7 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計予算

令和 7 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 37,424,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000 千円と定める。

令和 7 年（2025 年）2 月 18 日 提出

枚方市長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		7, 202, 629
	(1) 国民健康保険料	7, 202, 629
2. 府支出金		25, 731, 842
	(1) 府補助金	25, 731, 842
3. 財産収入		100
	(1) 財産運用収入	100
4. 繰 入 金		3, 583, 647
	(1) 一般会計繰入金	3, 583, 647
5. 諸 収 入		905, 782
	(1) 延 滞 金	33, 000
	(2) 雑 入	872, 782
合 計		37, 424, 000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		672,446
	(1) 総務管理費	615,734
	(2) 徴 収 費	55,600
	(3) 運営協議会費	1,062
	(4) 趣旨普及費	50
2. 保険給付費		25,081,403
	(1) 療養諸費	21,419,491
	(2) 高額療養諸費	3,465,353
	(3) 移 送 費	300
	(4) 出産育児諸費	108,100
	(5) 葬祭諸費	30,000
	(6) 精神・結核医療給付費	58,059
	(7) 傷病手当金	100
3. 保健事業費		389,619
	(1) 特定健康診査等事業費	342,894
	(2) 保健事業費	46,725
4. 国民健康保険事業費納付金		10,977,869
	(1) 医療給付費分	7,925,473
	(2) 後期高齢者支援金等分	2,287,229
	(3) 介護納付金分	765,167
5. 公 債 費		2,000
	(1) 公 債 費	2,000
6. 諸支出金		40,500
	(1) 償還金及び還付加算金	40,500
7. 基金積立金		100
	(1) 基金積立金	100
8. 予 備 費		260,063
	(1) 予 備 費	260,063
合 計		37,424,000

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書封入封緘等業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	41,190
合 計		41,190

令和 7 年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計予算

令和 7 年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 98,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、98,000 千円と定める。

令和 7 年（2025 年）2 月 18 日 提出

枚方市長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 使用料及び手数料		97,990
	(1) 使 用 料	97,990
2. 諸 収 入		10
	(1) 雑 入	10
歳 入 合 計		98,000

令和 7 年度大阪府枚方市財産区特別会計予算

令和 7 年度大阪府枚方市財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 228,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 (2025 年) 2 月 18 日 提出

枚方市長 伏 見 隆

歲入

[illegible]

令和 7 年度大阪府枚方市介護保険特別会計予算

令和 7 年度大阪府枚方市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 39,556,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

令和 7 年（2025 年）2 月 18 日 提出

枚方市長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 保 険 料		8,102,652
	(1) 介護保険料	8,102,652
2. 支払基金交付金		10,384,192
	(1) 支払基金交付金	10,384,192
3. 国庫支出金		8,974,142
	(1) 国庫負担金	6,809,986
	(2) 国庫補助金	2,164,156
4. 府支出金		5,335,621
	(1) 府負担金	5,067,251
	(2) 府補助金	268,370
5. 財産収入		2,105
	(1) 財産運用収入	2,105
6. 繰 入 金		6,752,889
	(1) 一般会計繰入金	6,073,860
	(2) 基金繰入金	679,029
7. 諸 収 入		4,399
	(1) 延 滞 金	10
	(2) 雑 入	4,389
合 計		39,556,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		809,883
	(1) 総務管理費	541,792
	(2) 徴 収 費	36,849
	(3) 介護認定費	231,242
2. 保険給付費		36,545,343
	(1) 介護サービス等諸費	33,499,050
	(2) 介護予防サービス等諸費	1,263,829
	(3) 高額介護サービス等費	1,201,844
	(4) 特定入所者介護サービス等費	547,939
	(5) その他諸費	32,681
3. 地域支援事業費		2,061,227
	(1) サービス・活動事業費	1,822,418
	(2) 一般介護予防事業費	79,932
	(3) 包括的支援事業・任意事業費	158,877
4. 公 債 費		3,000
	(1) 公 債 費	3,000
5. 諸支出金		130,107
	(1) 償還金及び還付加算金	13,060
	(2) 繰 出 金	117,047
6. 基金積立金		2,105
	(1) 基金積立金	2,105
7. 予 備 費		4,335
	(1) 予 備 費	4,335
合 計		39,556,000

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険料納入関係通知封入封緘 業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	8,755
介護保険事業計画策定業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	9,416
合 計		18,171

令和 7 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,754,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000 千円と定める。

令和 7 年（2025 年）2 月 18 日 提出

枚方市長 伏 見 隆

歲入

(単位：千円)

[illegible]

令和 7 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和 7 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000 千円と定める。

令和 7 年（2025 年）2 月 18 日 提出

枚方市長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 繰 入 金		2,584
	(1) 一般会計繰入金	2,584
2. 諸 収 入		22,416
	(1) 貸付金元利収入	21,411
	(2) 雑 入	1,005
合 計		25,000

令和7年度大阪府枚方市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度大阪府枚方市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 189,918 戸
- (2) 年間総給水量 40,241,449 m³
- (3) 一日平均給水量 110,251 m³
- (4) 建設改良事業
 - 施設改良事業
 - 送配水管整備事業
 - 送配水管更新事業
 - 水管橋等更新事業
 - 配水支管更新事業
 - 中宮浄水場更新事業
 - 送配水管更生事業
 - 上野3丁目他配水管更新事業
 - 船橋本町他配水管更新事業
 - 中宮浄水場～春日受水場間送水管更新事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	6,856,060 千円
第1項 営業収益	5,798,775 千円
第2項 営業外収益	1,056,785 千円
第3項 特別利益	500 千円

支 出

第1款 水道事業費用	6,041,837 千円
第1項 営業費用	5,580,775 千円
第2項 営業外費用	420,593 千円
第3項 特別損失	10,469 千円
第4項 予備費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,822,735千円は、当年度消費税資本的収支調整額493,025千円、建設改良積立金857,102千円、当年度損益勘定留保資金2,472,608千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	4,188,800 千円
第1項 企業債	3,482,000 千円
第2項 工事負担金	145,700 千円
第3項 国府補助金	381,000 千円
第4項 固定資産売却代金	100 千円
第5項 他会計出資金	180,000 千円

支 出	
第1款 資本的支出	8,011,535 千円
第1項 建設改良費	6,081,181 千円
第2項 固定負債償還金	1,733,375 千円
第3項 固定資産購入費	196,979 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	配水支管 更新事業 (その2)	3,775,000	令和7年度	621,000
				令和8年度	1,153,000
				令和9年度	1,210,000
				令和10年度	791,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
外部保管委託（令和7年度設定分）	令和 7 年度から 令和 10 年度まで	1,540
水道検針業務、窓口・収納業務等委託 （令和7年度設定分）	令和 7 年度から 令和 13 年度まで	907,040
大阪広域水道企業団受水費 （令和7年度設定分）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	103,376
水道施設更新事業 （令和7年度設定分）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	30,000
配水管移設工事 （令和7年度設定分）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	52,000
配水管更新事業 （令和7年度設定分）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	40,000
車両購入費 （令和7年度設定分）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	7,507

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道施設改良事業	201,000	普通貸借 又は 証券発行	8 % 以 内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
中宮浄水場更新事業 (PPP ・ PFI)	710,000			
送配水管整備事業	27,000			
送配水管更新事業	295,000			
水管橋等更新事業	280,000			
配水支管更新事業 (そ の 2)	454,000			
送配水管更生事業	7,000			
上野3丁目他 配水管更新事業	170,000			
船橋本町他 配水管更新事業	272,000			
中宮浄水場～ 春日受水場間 送水管更新事業	1,066,000			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。
利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職 員 給 与 費	936,335 千円
2. 交 際 費	50 千円

(他会計からの補助金)

第10条 福祉減免及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援対応減免に対する補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、430,902千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 具 及 び 備 品	高速液体クロマトグラフ質量分析計	1 台

令和7年(2025年)2月18日 提出

枚方市長 伏 見 隆

令和7年度大阪府枚方市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和7年度大阪府枚方市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

一 般 病 床	327	床
感 染 症 病 床	8	床
合 計	335	床

(2) 年 間 患 者 数

入 院	90,283	人
外 来	180,870	人

(3) 一 日 平 均 患 者 数

入 院	247.4	人
外 来	747.4	人

(4) 主要な建設改良事業

医療器具及び備品購入費	1,327,694	千円
工事請負費	491,100	千円

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 病 院 事 業 収 益	11,306,887	千円
第 1 項 医 業 収 益	9,687,779	千円
第 2 項 医 業 外 収 益	1,619,098	千円
第 3 項 特 別 利 益	10	千円

支 出

第 1 款 病 院 事 業 費 用	12,004,725	千円
第 1 項 医 業 費 用	11,532,384	千円
第 2 項 医 業 外 費 用	461,341	千円
第 3 項 特 別 損 失	1,000	千円
第 4 項 予 備 費	10,000	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額510,790千円は、当年度消費税資本的収支調整額11,960千円、建設改良積立金200,000千円、過年度損益勘定留保資金298,830千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資 本 的 収 入	2,258,185 千円
第 1 項 一 般 会 計 負 担 金	466,833 千円
第 2 項 企 業 債	1,782,700 千円
第 3 項 補 助 金	8,632 千円
第 4 項 貸 付 金 返 還 金	20 千円

支 出

第 1 款 資 本 的 支 出	2,768,975 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,823,809 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	933,666 千円
第 3 項 貸 付 金	11,500 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
磁 気 テ ー プ 外 部 保 管 委 託 (令 和 7 年 度 設 定 分)	令和7年度から 令和10年度まで	720 千円
紙 カ ル テ 外 部 保 管 委 託 (令 和 7 年 度 設 定 分)	令和7年度から 令和10年度まで	3,860 千円
病 院 建 物 総 合 維 持 管 理 委 託 (令 和 7 年 度 設 定 分)	令和7年度から 令和12年度まで	2,208,787 千円
電 子 カ ル テ シ ス テ ム 購 入	令和7年度から 令和8年度まで	910,932 千円
院 内 端 末 機 器 購 入	令和7年度から 令和8年度まで	202,968 千円
医 療 機 器 保 守 点 検 委 託 (そ の 1) (令 和 7 年 度 設 定 分)	令和7年度から 令和13年度まで	2,273 千円
医 療 機 器 保 守 点 検 委 託 (そ の 2) (令 和 7 年 度 設 定 分)	令和7年度から 令和14年度まで	3,218 千円
医 療 機 器 賃 借 (そ の 1) (令 和 7 年 度 設 定 分)	令和7年度から 令和12年度まで	6,371 千円
外 壁 改 修 事 業	令和7年度から 令和8年度まで	112,000 千円
電 灯 設 備 等 改 修 事 業	令和7年度から 令和8年度まで	215,400 千円
合 計		3,666,529 千円

(企 業 債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療機器等整備事業	1,291,600 千円	普通貸借 又 は 証券発行	8%以内	借入先の融資条件による。但し、病院財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還、又は低利に借換えすることができる。
施設改修工事	491,100 千円			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。
利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)	給	与	費	5,851,236	千円
(2)	交	際	費	300	千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、2,500,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第 11 条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器等	超 音 波 画 像 診 断 装 置	一式
医療機器等	M R I 装 置	一式
医療機器等	X 線 テ レ ビ 撮 影 装 置	一式
医療機器等	統合画像データ管理システム	一式
医療機器等	内 視 鏡 関 連 機 器	一式
医療機器等	電 子 カ ル テ シ ス テ ム	一式

令和7年(2025年)2月18日 提出

枚方市長 伏 見 隆

令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|-----------|------------|----------------|
| (1) | 汚水整備人口 | 383,242 | 人 |
| (2) | 年間有収水量 | 38,484,724 | m ³ |
| (3) | 一日平均有収水量 | 105,438 | m ³ |
| (4) | 整備・建設改良事業 | | |

汚水公共下水道未普及地区整備事業

汚水改良事業

雨水改良事業

藤阪元町地区雨水管整備事業

雨水ポンプ場改築更新事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	12,837,519 千円
第1項 営業収益	8,319,973 千円
第2項 営業外収益	4,482,449 千円
第3項 特別利益	35,097 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	12,157,399 千円
第1項 営業費用	11,059,124 千円
第2項 営業外費用	1,059,255 千円
第3項 特別損失	9,020 千円
第4項 予備費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,873,333千円は、当年度消費税資本的収支調整額215,521千円、過年度損益勘定留保資金3,657,812千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	5,303,546 千円
第1項 企業債	2,584,200 千円
第2項 工事負担金	1,396,670 千円
第3項 国府補助金	536,300 千円
第4項 固定資産売却代金	75 千円
第5項 他会計負担金	356,000 千円
第6項 他会計出資金	430,301 千円

支 出	
第1款 資本的支出	9,176,879 千円
第1項 整備事業費	813,345 千円
第2項 建設改良事業費	4,117,181 千円
第3項 固定負債償還金	4,030,630 千円
第4項 固定資産購入費	215,723 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良事業費	雨水ポンプ場改築更新事業	4,079,000	令和7年度	503,000
				令和8年度	924,000
				令和9年度	1,756,000
				令和10年度	896,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
外部保管委託 (令和7年度設定分)	令和 7 年度から 令和 10 年度まで	1,540
水道検針業務、窓口・収納業務等 委託(令和7年度設定分) (下水道事業会計分)	令和 7 年度から 令和 13 年度まで	898,356
電算システム等保守委託 (令和7年度設定分)	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	2,732
電算システム等賃貸借 (令和7年度設定分)	令和 7 年度から 令和 12 年度まで	8,624
枚方東部企業団地污水管 整備工事実施設計委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	48,000
家屋調査業務委託 (令和7年度設定分)	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	5,106
整備工事(連続立体交差事業分) (令和7年度設定分)	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	871,700
水洗便所等改造資金融資制度に 基づく金融機関に対する債務の 損失補償	融資を受けた日から 償還完了日まで	枚方市下水道条例第24条及び枚 方市水洗便所等改造資金助成規 程第2条に基づく融資に対し、 30,000千円の範囲内でその損失 を補償する。

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 下 水 道 整 備 事 業	2,382,600	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	8%以内	借入先の融資条件に よる。ただし、企業 財政その他の都合に より繰上償還又は、 低利に借り換えるこ とができる。
流 域 下 水 道 事 業	201,600			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。
利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構
資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職 員 給 与 費	887,815 千円
2. 交 際 費	50 千円

(他会計からの補助金)

第11条 福祉減免に対する補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、121,536千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和7年(2025年)2月18日 提出

枚方市長 伏 見 隆

発行年月 令和7年(2025年)2月

発行 枚方市
大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号
Tel 072-841-1221(代表)
072-841-1311(直通)

編集 総合政策部財政課

